

第3回統計委員会・第3回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 19 年 11 月 12 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

松山内閣府総括審議官、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、犬伏総務省統計審査官、
會田総務省統計審査官

4 議事次第 (1) 臨時委員及び専門委員の発令等について

(2) 総務大臣からの諮問第 2 号「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」

(3) 総務大臣からの諮問第 3 号「平成 20 年に実施される法人土地基本調査および法人建物調査の計画について」

(4) 公的統計の課題等について

(5) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻になりましたので、阿藤委員がまだお見えになっていません

が、始めさせていただきます。

ただいまから「第3回統計委員会・第3回基本計画部会の合同会議」ということで開催いたします。

本日は、大沢委員、佐々木委員、門間委員が、それぞれ所用のために御欠席であります。

オブザーバーとして、新たに環境省総合環境政策局の方に御出席いただいております。

まず、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1としまして「統計委員会臨時委員及び専門委員名簿」。

資料2「部会長並びに部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名について」。

資料3「諮問第2号『平成20年に実施される漁業センサスの計画について』」。

資料4「諮問第3号『平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について』」。

資料5「公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会でのこれまでの議論の概要」。

そして資料6「公的統計に係る課題と取組状況等（素案）」でございます。

それに加えて、ご覧の議事次第に書かれております参考1から参考5までの資料を添付させていただきます。御確認いただければと思います。

竹内委員長 それでは議事に入ります。

本日の委員会としての議題は、諮問案件が2つあります。それから、その前に臨時委員、専門委員の指名がありますが、まず、「統計委員会の臨時委員及び専門委員の発令」でございますが、これに関しましては資料1のとおり、11月12日付で発令されています。これはご覧いただければよろしいことだと思います。

それから、前回の委員会におきまして、国民経済計算部会、産業統計部会及び企業統計部会の3部会を新たに設置するということは御承認いただきましたが、これらの部会の部会長及び部会に属する委員、臨時委員及び専門委員につきましては委員長が指名するということになっておりますので、資料2のとおりということにさせていただきました。ご覧いただきたいと思います。

では、続きまして議事に入りまして「漁業センサスに係る諮問について」、総務省から御説明いただきます。お願いします。

會田総務省統計審査官 それでは説明させていただきます。資料は、資料3の諮問になります。その後ろに、今回の漁業センサスの承認申請事項をつけてございます。そのほかに、別途、調査票が参考資料として後ろの方にお配りしてあるかと思っております。

まず、資料3をご覧くださいまして、諮問第2号ということで、平成19年10月29日付で農水省から「漁業センサスに係る承認」という申請がございましたので、その承認に当たり、統計委員会にお諮りするということでございます。

まず1枚めくっていただきまして、漁業センサスというものの、余りなじみがないかと思

ますので、水産統計調査の体系の中での位置づけについて簡単に説明させていただきます。
A 4 縦のカラー版の資料でございます。

水産統計の中で、まず構造を調査する部分、それから経営を調査する部分、生産関係を調査する部分、流通等について調査するというような大きく分けて4つの分野があるかと思いますが、漁業センサスは、この中で構造を調査するというので、指定統計第67号を作成するための調査です。

調査の中身としましては、漁業の生産構造、漁業経営体というものの、それから漁船の隻数、就業構造等を調査する。それと合わせまして、そのほかの調査の母集団の名簿の情報を提供するということが大きな目的となっております。

そのほかには、経営とか生産とか流通に関しましては、以下に書いてあるようなそれぞれの調査で調べるという形になってございます。

後ろをご覧くださいまして、A 4 横のポンチ絵があるかと思えます。それをご覧くださいながら、「諮問の概要」というペーパーがあるかと思えますが、そちらを説明させていただきます。調査の体系が少し複雑でございますので、ポンチ絵をわきに置いて参照していただければありがたいと思えます。

漁業センサスというものの、大きく分けて全体で3つの部分から構成されておまして、海面漁業調査、海に面しているところの調査、それから内水面、河川とか湖沼に関する調査、それから流通加工調査ということで、水産市場であるとか冷凍する加工場であるとか、そういったところの調査と、大きく3つに分かれております。それぞれの中も細かい調査がありまして、今回ですと7つの調査から成り立っております。

調査の目的でございますが、最初に説明いたしましたように、基本的な構造を調査ということ、それから経営事業体の名簿を整備するということが大きな目標になってございます。漁業センサスは、昭和24年以来5年ごとに実施されまして、今回は12回目の調査という形になります。

今回の改正の趣旨でございますが、漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、それから、個人情報保護の意識の高まりとか調査環境の変化とか、それから公務員の定員削減等の関係の動きがある中で、調査を円滑かつ効率的に実施することのために改正を行うものでございます。

改正の内容の細かい点でございますが、ポンチ絵をご覧くださいたいと思えますが、まず、「調査の廃止」というのがございます。2003年のところをご覧くださいたいと思えますが、漁業従事者世帯調査ということで、これは漁船を経営しているところに勤めて、そこで働いている方というものを従来調査しておりました。これらは漁業経営体から面接で聞き取りによって、どこにその世帯があるかというものを特定して、そこを調査しておりましたが、近年の個人情報保護の意識の高まり等でなかなかこの世帯を特定することが難しくなってきました。そこで、これを廃止しまして、漁業に従事しております男女別とか年齢別の漁業従事者数についてのみ、漁業経営体調査で把握することに変更してございます。

それから、「調査対象の見直し」でございますが、漁業経営体調査、内水面漁業経営体調査においては、従来、調査対象に含めておりました官公庁であるとか試験場、そういったものについては、実質的に漁業を営んでいないことから、調査の簡素化のために、今回調査対象から除外することにしてございます。

それから、漁業管理組織調査ということで、漁業協同組合等を対象として調査するものですが、従来は、この中に複数の漁業経営体による自主的な集まり、船主会であるとか、そういったものも対象としておりましたが、これらの自主的な集まりを把握することが次第に難しくなっているということから、今回調査対象から除外することとしております。

あと、海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査というものが2つございますが、これらにおいては、従来、漁村地域社会のコミュニティ活動なども把握しておりました。つまり、どのようなイベントをやっているかとか、集落のいろいろな環境の情報といったものも把握するために、地方公共団体等を対象にそういったことを調査しておりましたけれども、今回この2つの地域調査において、調査項目を漁業の生産条件というものに限定するとしたことから、地方公共団体等は調査対象から外してございます。

次に、諮問の概要2ページ目でございます「調査票の整理」というところでございますが、一番上の漁業経営体調査というところにおきまして、従来は、個人経営体、漁業協同組合、漁業生産組合など、それぞれ1種類の調査で行っておりましたが、今回、調査票の自計化を行うに当たりまして、記入しやすくなるようにということで、それぞれに対応した調査票に分離して把握することにいたしております。

それから、流通加工調査の下の部分の中の水産物流通機関調査については、今回、調査の簡素化の観点から、水産物卸売業者の調査票、それから水産物買受人の調査票を廃止しまして、これらの卸売業者とか買受人の人数については、水産物流通機関調査、それから新しく魚市場調査という形になりますが、そちらで把握することにしております。

それから、「新しい政策ニーズに対応した調査事項」ということで、漁業への新規就業者、それから漁家の民泊の利用者数などを漁業経営体調査の中で新たに把握することにしてございます。

また、資源管理型漁業への転換ということが水産の政策の中にございますので、まぐろ類の養殖の施設面積ということも新たに漁業経営体調査の中で把握することにしてございます。

全般的な話になりますが、調査方法の変更ということで、従来は流通加工調査というものを除きまして他計式の調査で行っておりましたが、個人情報保護の意識の高まり等があることから、今回は原則として自計の調査方法に変更してございます。ただし、漁家の世帯の中では、高齢者とかそういった方もいらっしゃるのので、客体の方から要望があれば、他計式で調査員がお手伝いして調査票を作成することも可能としてございます。

2番目に「職員調査から調査員調査への移行」ということで、従来は、漁業経営体調査だけを市町村を經由した調査員調査で行っており、それ以外のものは全部職員調査で行ってお

りましたが、今回はその職員調査から調査員調査に移行するというにしております。

それから、「一部調査におけるインターネット申告の併用」ということですが、3番の流通加工調査におきましては、政府共同利用システムを活用したインターネットの申告を可能にするように、今回導入することとしております。

以上のように、全体としまして効率化、簡素化の観点から調査の見直しを行っております。その中で、政策ニーズのある項目は新たに追加しているというものでございます。

以上が概要でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。この件は産業統計部会で議論していただくこととなりますので、詳細については同部会で審議していただくこととなりますが、ここで特に最初に何か御意見がありましたら、あるいは御質問でも結構ですが、出していただきたいと思えます。

今少し御説明にあったように、大体、全体としては簡素化の方向になっているのですが、これをどういうふうに伺ったらいいか私もよくわからないんですけども、ほかの調査でもそうですが、一体この簡素化でどういう効果があったかということは何か数値的にというか、予算等で伺うことができるのですか。

會田総務省統計審査官 予算の面から言いますと、漁業センサスは、前回2003年調査と2008年調査で同じぐらいで13億円程度の予算でございますが、今回は、職員調査から調査員調査に変更しているということで、その部分は負担増になる。けれども、今回、漁業従事者世帯調査の廃止等の関係で、その部分で予算を削減して、結果として調査員調査に移行しながら予算を同額にしているということで、ある意味で簡素化が図られていると考えてございます。

竹内委員長 わかりました。つまり、これまでは職員の調査というのは、実際の人件費が職員の給与の中から出ていたわけで、それは勘定されていなかったわけですね。今度は調査員調査にして、したがってその分がカウントされても同じ額ということは、その分が、前に職員の給与分であった分が減っている、節約されている、そういうことになりますね。

會田総務省統計審査官 はい。

竹内委員長 わかりました。

何か御質問ございませんか。あるいは御意見でもいいですけども何かありますか。

美添委員 今回の簡素化は、農水省の進めている職員調査から調査員調査にという方向で、時代の流れに沿った対応だと思います。委員長の指摘のように、本来なら増えるはずの総額の予算が抑制されるような設計になっている。事前の試験調査等から、従来の調査に比べて回答の質が低下することがないか、その点は部会で確認したいと思えます。

竹内委員長 何か今のところについてお答えありますか。

會田総務省統計審査官 部会の方でいろいろ御議論させていただきたいと思えます。

竹内委員長 それではこの件については、部会の方で御議論いただきたいと思えますので、舟岡部会長によるしくお願いいたします。

それでは、次の件は、「法人土地基本調査及び法人建物調査」に関わる諮問でありますので、総務省から御説明ください。

犬伏総務省統計審査官 それでは、資料4をお願いいたします。諮問第3号でございますが、これは、平成20年度に実施が予定されています法人土地基本調査、それに附帯する統計調査でございます法人建物調査について、承認申請があったところでございまして、その承認に当たりまして本委員会に意見を求めるものでございます。

まず、3枚めくっていただいて、色刷りの「法人土地基本調査及び法人建物調査の概要」を基に、両調査の概要を説明させていただきます。

法人土地基本調査につきましては、土地基本法第17条に基づきまして、法人の土地の所有及び利用状況等に関する実態を調査し、全国及び地域別に明らかにすることを目的にしています。平成5年から5年ごとに実施されておりまして、今回の平成20年調査は4回目に当たるものでございます。

それから、法人建物調査につきましては、法人の建物の現況に関する事項を調査し、土地と建物を一体として把握することを目的とするものでございまして、この調査は、法人土地基本調査の附帯調査として平成10年から5年ごとに実施されており、平成20年調査は3回目に当たります。

調査の概要でございますが、調査期日につきましては、平成20年1月1日現在のデータを平成20年9月に調査する予定にしています。

調査対象は、約49万法人を予定しています。

抽出方法につきましては、資本金1億円以上の会社法人は悉皆、1億円未満の会社法人については無作為抽出となっています。

調査方法は、郵送またはオンラインということで予定しています。

それから、調査票につきましては、後ろの方に3種類の調査票を添付させていただいておりますが、法人土地基本調査につきましては2つに分かれています。調査票Aにつきましては、フェイスシートと1区画の土地ごとに、所在地別に記入していただく調査、それから、法人調査票Bにつきましては、例えばここに書いてございます電気業の送電線の施設用地、それから放送業等の送信所とか中継地、こういう細切れの土地が各地にまたがっているというようなものにつきましては、都道府県ごと、土地の用途別にまとめて記入していただくものでございます。それから、法人建物調査につきましては、調査票は1票でございます。

調査の流れといたしましては、国土交通省から法人に配布は直接行います。回収の段階につきましては、資本金1億円以上の法人は国土交通省へ直送、1億円未満の法人は都道府県の土地主管課を通じて回収するという方法でございます。

1枚おめくりいただきまして、結果の公表等でございますけれども、主な集計事項等につきましては、法人土地基本調査につきましては土地の所有面積、所有形態等について集計、それから法人建物調査については、延べ床面積、構造等について集計する予定です。

結果公表につきましては、調査実施後1年以内に速報を公表し、2年以内に確報を公表す

る予定にしています。

結果の利活用の状況でございますが、土地基本法に基づきまして、土地の情報について国民へ情報提供する。それから、土地施策の基礎資料、土地白書作成の資料、土地税制の検討のための基礎資料というような活用をされています。

2 ページ目の「諮問の概要」へお戻りいただきたいと思います。法人土地基本調査の計画の今回の改正内容でございますが、「項目3改正内容」をご覧ください。(1)として、インターネット調査を導入するということで電子調査票を導入する。それから、(2)として調査票の設計の変更ということで、従来A4縦書きでございましたが、インターネットを利用するということでA4横書きにレイアウトを変更する。それから、(3)調査事項の変更でございますが、放送業の本社施設・設備、スタジオにつきましては、従前は調査票Bの簡易調査票の中に「放送施設用地」という形で含めてとっていたわけですが、これらについては一定程度の広さの土地を有しているということもございまして、調査票Aにおいて個々の土地ごとに把握するという変更でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に、法人建物調査の関係でございます。同じように「3改正内容」でございますが、(1)、(2)の電子調査票の導入、それから調査票の設計の変更、これについては法人土地基本調査と全く同様でございます。

「(3)調査事項の変更」については、5点ほどございます。アですが、「延べ床面積200㎡未満の建物面積の記入欄を削除」と書いてございますが、棟数は調査しますが建物面積については記入者負担を考慮して軽減する。それから、イですが、建物の構造につきまして、今回から地下階数もとるということに変更しています。

ウでございますが、建築基準法が変わりまして、新耐震基準というのが昭和56年以降適用されていますので、それ以前の建物について、この新耐震基準に適應しているかどうか、満たしているかどうかを把握する。

それから、エですが、不動産証券化ということで不動産投資市場が拡大してきておりますので、不動産の証券化が進んでいるかどうかということについて調査する。

オとして、貸付け面積の記入欄を追加ということで、今まで貸付けの有無だけをとらえていたわけでございますが、貸付けの面積の部分を含めて把握する。以上のような変更を予定しています。

以上が平成20年調査の計画の概要でございます。

私の方からは以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。それでは、何か御質問、御議論がありましたらお願いします。

舟岡委員 現在審議中の住宅・土地統計調査と法人土地基本調査及び法人建物調査を合わせますと、土地・住宅に関してはストック関係の基礎データとしてかなり詳細な統計情報が把握できるようになったと理解しておりますが、これらの調査結果をSNAの推計にどのように利用される見通しなのか、現在どういう利用のされ方をしているのかについて教えてい

ただけますでしょうか。

竹内委員長 その点はどなたにお答えいただいたら良いのでしょうか。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 計算部でございます。

先生今御指摘ございました、この2つの調査につきましてどのように今使っているかということでございますが、まず資産については、固定資産税の台帳をベースにした推計方法をとっております。ですので、現状では基本的には使用していない。一方、住宅・土地統計調査につきましては、これは帰属家賃の計算につきまして極めて基本的なデータということで、そちらのほうにつきましては現状でも使っている。これについて今後どうするかということに関しましては、推計方法を変えるということになりますとかなり大きな問題になりますので、そこは私ども事務局あるいは今回設置されます国民経済計算部会の中で御議論いただくのではないかと考えております。

竹内委員長 よろしいですか。

その点に関して伺いたいのですが、これは法人の所有している土地と建物についての調査ですね。それから、個人のものについては住宅・土地基本調査があるわけで、それで全部カバーされているわけですか。抜けるものはありませんか。つまり、例えば公有で、かつそこにだれも入っていない建物というのはどこに入るんですか。

野村委員 個人所有でも住宅に限られているのですからカバレッジは限られています。むしろ問題は、住宅に関して住宅・土地統計調査と法人土地基本調査などのセットの中で価値評価がされていないことと思います。土地に関しては、価値評価を住宅・土地統計調査のほうで面積を調べ、それを法人土地基本調査及び世帯の土地の調査でしょうか、そちらのほうで価値の評価にかえていると思います。金額としての評価に換算しています。

竹内委員長 今、野村さんがおっしゃった関連で、金額としての評価はどこから把握するわけですか。

野村委員 土地資産額の推計では単価を求めるため、地価関数等を設定します。ヘドニック関数のような形です。GISデータ等の利用によって土地の属性がある程度わかってくる。それによって地価関数を設定し、その場所の平均的な地価を地域別にコントロールしまして、平均的な地価関数等を推計して、それを当てはめているんだと思いますが、それによって金額評価を推計しているという形で、法人所有の土地と世帯所有の土地についてはストック推計が行われている。そうした推計方法が、私の認識では1998年からだったと思いますが行われておりまして、それが現行のナショナルアカウンツの土地推計の方では、今のところ利用されておりませんので検討の余地があると思います。

竹内委員長 今、野村さんがおっしゃった評価は、どこでおやりになっているんですか。それで、それが使われていないということですか。

野村委員 地価関数の推計は国土交通省でおこなれていますが、ナショナルアカウンツの推計は内閣府のストック推計のプロジェクトで行っています。

竹内委員長 そういう計算はされているけれども、まだ使われてはいないということですか。

か。

野村委員 はい。それを今、今後の検討課題として取り込んでいこうという形で再設計しようとしているものと認識しております。ただ、マクロ的に見ますと、土地資産額について推計方法は異なるものの結構近似しているということはわかってきていると思いますが、建物に関しましては、法人建物調査の推計値はPIMの推計値よりも下方に推計されているようで、もう少し慎重に検討されなければなりません。一方で、世帯の住宅に関しては価値評価がされていないのでチェックができないという形です。

今回の住宅・土地統計調査の諮問においても、住宅の資産評価が可能となるような調査項目について部会において何度か議論しましたが、それについては、導入という形では見送るという結論のようです。

竹内委員長 そこで、私が先程質問した公有とか国有の建物とかはどうなるのですか。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 公有とか国有、そこはこの調査や住宅・土地調査に入っていません。それはSNA上ではもちろん把握しておりますが、チェックのための統計とか、そういう意味でのものは今のところないと思います。

竹内委員長 SNA上ではどこから把握しておられるわけですか。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 国有の財産目録で把握しています。

竹内委員長 そうすると、それは時価評価ではない。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 時価評価ではないと思います。ただ、今の財務省なり、恐らく総務省なり、要は時価化ということで進めていると思いますので、そういうものは今後どういうふうに取り扱うかということは、併せて検討したいと思います。

竹内委員長 わかりました。

SNA統計までまとめていくというのはいろいろな問題があるようですが、その基礎資料としてなるべく役に立つものをつくっていただくことが大事だと思いますけれども、何か御意見ありますか。

廣松委員 全く別の点でよろしいですか。

竹内委員長 はい。

廣松委員 これは部会で御審議いただければと思いますが、この法人土地基本調査に関して民間委託が行われる計画であると聞いておりますが、是非、どういう形でこの調査を民間に委託するのか十分御議論いただければと思います。

竹内委員長 それは部会でも十分御議論いただきたいと思います。

何かほかに御議論ありませんか。

美添委員 今回は結論は出せないと思いますが、少し長期的な視点からいうと、この統計に関しては行政記録の活用の余地が少なからずあると従来から言われています。それに対して地方自治体の持っている資料をそのままの形では使えない、あるいは客体からの承諾を得て調査に行く手間がかかってかかるということで、現状は法人企業の回答に依存しています。新しい統計法でも行政記録の活用という点が一つの目的としてうたわれているわけですから、

制度上、どこに問題があるのかという点の確認はしてみたいと思います。

竹内委員長 今、美添さんがおっしゃったような問題はいろいろな統計について出てくると思いますが、それは、関係の部会のレベルでこういうことが望ましいのではないかという結論を一応出しても、実際にはなかなかそうは簡単にいかないということがいろいろ出てくると思いますが。そのときに、統計委員会としてまとめて議論して、いろいろお願いすべきところにはお願いするという形にしたいと思えます。関係の部会の御報告のときに、こういう問題が提起されて、こういうことが望ましいと思うが、現在の制度のもとではうまくいかない、それで、制度的な障害はどこにあるんだというようなことがありましたら、それを部会報告として委員会に報告していただいて、適当なときにまとめて制度的な問題に関する議論を行いたいと思えますので、その点も部会長の方によろしくお願いいたします。だめなものをだめだったからと終わりにしないでいただきたいと思えます。

舟岡委員 先ほど諮問のありました漁業センサスにおいても、行政記録を活用することで客体の負担軽減につながる部分があります。ただし、そういうことが可能なように地方自治体の条例改正がきちとなされているところとなされていないところが、都道府県別でまちまちなのです。そこは何かの形でこの統計委員会、少し時間をかけてでも議論していただいて、できれば行政記録を活用して客体の負担が少なくなるような方向で決着が図れればと願っております。

竹内委員長 漁業センサスについては、それはどういうものですか。そのデータというのはどういうデータですか。

舟岡委員 漁船のデータです。

竹内委員長 漁船の登録に関するデータですか。

舟岡委員 はい。そのデータが使えると、そこについての記載が客体にとって必要なくなるということで、負担がかなり少なくなると思えます。

竹内委員長 何かほかにも御議論、御質問ございませんか。

もし、これ以上御議論がなければ、本件は企業統計部会にお願いすることにしまして、詳細については同部会で審議していただくこととなります。美添部会長、よろしく願いいたします。

それでは、今日委員会として審議すべきこととして、次に「公的統計の課題等について」ということで、基本計画部会との合同ということで議論させていただきたいと思えます。

「公的統計の課題等について」に関する資料について、事務局から御説明願います。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、資料5と資料6をご覧くださいと思えます。

まず、資料5につきましては、前回と前々回の基本計画部会において、文書提出を含めて委員の皆様からいただいた御意見を我々事務局のほうで分類、整理させていただいたものです。また、それぞれ発言していただいた、資料提出していただいた委員の方のお名前をここに書いてあります。

また、資料6につきましては、第1回基本計画部会において、吉川委員から、これまでの

取り組みを事務局で整理するようにとの御発言がありましたことを受けまして、資料5の委員の先生方の御発言、提出書類をもとにした分類、整理に沿って、課題別にこれまでの取り組み等の事実関係について簡潔に整理したものです。

この表の中で、課題とこれまでの取り組みにはもう既に幾つか記入されているわけですが、**「直面している障害」と「議論の方向性」という欄がありまして、こちらはまだ空白になっております。**これらについては、今後の基本計画部会における審議を踏まえて埋めていきたいと考えております。また一番左側の列の「課題」の構成は、これはあくまで事務局で便宜的に整理した暫定的なものですので、こちらの整理の仕方については、もし委員の方から御意見があれば忌憚なくお聞かせいただければと思います。

竹内委員長　そういうことで、資料6の課題は、実は資料5に出ている課題を整理していただいたものであります。ということは、今までもう話に出たものだけということで、これだけが課題だということでは決してないのでありまして、もっと課題はいろいろあると思います。

それから、直面している障害ということにつきましては、こういう課題について、それぞれの各府省で既に御検討いただいていると思いますが、しかし、ここまで踏み込めたけれども、それ以上取り組めなかったということについては、いろいろ具体的な障害があったということ、あるいはいろいろ問題があるということもあると思いますので、そういう障害については、それぞれの各府省から御意見を伺いたいと思います。

ですから、実はあらかじめお願いしますと、具体的に資料6について各省に記入していただきたい。これまでの取り組みということについても、これはまだここで、我が省でこういうことをやっているということであればここに加えていただきたいと思うし、それから、これまで取り組んできたけれども、あるいは取り組もうとしたけれども取り組めなかったということ直面している障害というようなことがありましたら、それを書いていただきたい。それから、課題についても、まだここには上げられていないけれども、こういう課題についてこれまで検討がされているというようなことがあれば、それについてもつけ加えていただきたいと思います。

そういう形で、余りたくさんではなく、2～3枚程度にまとめて別紙の形でもお願いしたいと思います。そういうことで、今後、それに基づいてまた各省の方に御報告いただいて、ほかの委員の方にも御質問いただくという形で、次回以降、年内に2回基本計画部会がありますので、その場でこの検討を進めたいと思います。

以上の点については各省にお願い申し上げます。

この書類の説明はそういうことなのですが、そこで、一応今までの御意見を事務局の方でこういう形で整理していただきましたので、これに基づきましてもう少しいろいろと御議論をお願いしたいと思います。

実は、この前御欠席でありました出口委員から資料が提出されておりますので、それについて少し今御報告いただけますか。

出口委員 出口です。前回は出張のため欠席して申しわけございませんでした。本日、少し遅くなったので資料番号がなくて、資料6の後の統計データの高度利用のための取り組みのその次のところに「高度IT化に伴う統計データの情報システム化に関する専門部会設立のお願い」という少し大それたお願いの形のものが入っておりますが、情報化に伴う問題意識を、現在統計委員会で主に議論されている従来の調査統計を今後どうしたらいいかという視点、あるいはSNAのほうの視点とクロスする形の横軸の視点として少し検討していただけたらということがございまして、それについて少し問題を整理させたものを提出させていただきます。

今、統計に関しては利用可能な電子的情報システムの空間が変化することで、いろいろなレベルで組織やコミュニティに至るまで活動状況や変化に関するデータがコンピュータの中に保存されて、それぞれの目的に応じて検索されるようなシステムが、それこそ町内会のようなレベルから中央官庁まで、あるいは中小零細企業から大企業、NPOまで共通に用いられています。またこのグローバル化、ネットワーク化された情報爆発のシステムの中で、グーグルみたいにそれを情報やビジネスの意思決定に提供しようとする企業も、だんだん統計情報の提供みたいなことも始めている状況がございます。

このような現状を踏まえた上で、20世紀の国民国家の基幹システムとしてデザインされている国の調査票ベースの調査統計というものが、今回の改定作業の中でこの電子化、ネットワーク化の流れに関して十分なグランドデザインを描くことが多分要求されているのだろうと推察いたしました。

統計データの調査・運営・システム化に関しては、もちろん個別にはPOSデータやSUICAやPASM O等のスキャンデータの利用、省庁間の業務統計データの相互運用、統計データの統合アーカイブとそのオンデマンド利用などに関して目先見えている課題は幾つもあります。その中には組織運営上困難な課題とか技術的にクリアすべき課題など幾つも具体的にリストアップされますでしょうし、他方、総務省レベルでは、統計データの総合的なポータルを構築したり、EDINETでのXBRLデータの利用など、実際さまさまな個別システム設計のための議論もなされつつある現状があるというのは一応踏まえた上で、また他方、政府の統計データや省庁の個票データを100年以上にわたって安全にデジタルアーカイブするという意味でのデータウェアハウスの構築の必要性と設計の検討、電子的な省庁間の統計データの統合オペレーションに関する問題点の分析と業務の最適化等々、IT化に伴う統計データの調査・組織利用・システム化に関する多くの案件がありまして、これらも横断的かつ情報システムの設計に関する専門性の高いテーマを含んでいると考えます。

ただし、ここで提案させていただきたい高度IT化に伴う統計データの情報システム化に関する専門部会で何よりも議論すべきは、短期に何を実際にシステムとし整備するかではなくて、よくASISと申します現状のシステムからTOBE、あるべきシステムへの移行のビジョンと道筋を明確な形で示してやることにあるということです。その意味では、個々の課題に具体的な答えを与えることがここで提案する部会の課題というよりは、ユーザーの

視点を加味したシステムとしての統計データの収集と利用、それと不可分な統計情報システムのグランドデザインというものを引く作業が必要なのではないかと思えます。既にある技術とネットワークの高度化等から必然的に見えてくるもの、それから、企業や官庁が最適化の中で向かう道筋というものを統計のユーザーサイドあるいはそこで用いられるモデルサイドの視点を加味して、システムのあり方についてのグランドデザインを描くという作業が、今回の改定作業で多分求められるのではないかと推察いたします。

そのためには、現状の把握から利用可能な技術水準、統計データのステークホルダーとそのニーズの把握から始まり、あり得るべきシステムの設計に至る社会的アーキテクチャーの分析の視点が不可欠になりまして、それには現状の情報ネットワーク技術と情報環境、統計調査の現状、統計データの各省庁などの組織での利用運営実態の情報システムの観点からの認識が必要になる。これらを踏まえて、あり得るべき姿としての統計情報システムの構築とその利用、運営に関する提言を行う作業が必要になる。

そこで、省庁での統計データの利用やデータ収集とIT化に関する現状に関するヒアリングや同様の事柄の自治体に対するヒアリング、企業や諸組織に関するヒアリング等も通じて、中央官庁やアカデミアにとってだけではなくて、自治体や産業界、個々の企業やNPOなど統計データのステークホルダーにとってのIT化された統計データの利用の現状の把握とあるべき姿についてのビジョンを明確にして、資源最適化や資源制約の観点から、e-Japanの構想がそうであったように、枠組みとしてのビジョンと移行プロセスのグランドデザインを引くという作業がどうも必要なように思えます。そういう観点から、是非御検討いただきたい。

以下長くなってしまいますので、適宜、必要に応じて御説明しますが、情報システムの視点からのグランドデザイン策定のための切り口で、簡単に要約しますと、システムのレスポンスの早さ、時定数と申しますが、その問題からの切り口もまた非常に重要ではないかと思えます。つまり単にスキャンデータによって既存の調査統計を置き換えるという視点から、これが不十分である、十分であるということではなくて、電子的なデータが入ることでレスポンスの時定数が全く違ったものになる。それによって、政策立案あるいはさまざまな利用に関する次元の違うアプローチが可能になるということ、これも非常に大きなグランドデザインを引く上での視点ではないかと思っております。例えばSNAでも、QEで四半期ベース、産業連関で5年ベース、さらに実際のデータを入手することを考えると7～8年の遅れがあるレスポンスなんです。これが極めて時定数の早い、レスポンスの早いデータが公的データとして利用可能になれば、行える政策や組織の意思決定は当然次元が違うものになります。

簡単な例を挙げますと、私が最近非常に感銘を受けたものに、電子カルテをスキャンしてキーワードをピックアップすることで感染症の短期アラートが可能であることを実証した国立感染症研究所の大日先生の研究が挙げられます。これは、従来の保健所からのアラート、これも遅いものではないんですが、それよりはるかに早く地域の感染の小流行を見出すこと

が示されるわけです。実際には経済政策や経営政策に関しても同じようなことが言えると思いますし、POSやSUICAあるいは電子カルテなどのスキャンデータも、既存の調査統計との差だけを問題にするのではなくて、時定数を加味した新たな社会効用を上げることのできるものについてのビジョン、これは一例にすぎないわけで、これらに例示される可能性を検討し、グランドデザインに反映するという作業が必要なのではないかと思います。

同じような意味で、さまざまなステークホルダーにどういうふうにそれを提供するか、あるいは地方自治体などは、あるいは地方レベルで非常に大きな電子データの集積があります。それを、先ほどのデータ、漁業センサスの問題でもそうですけれども、法的整備も含めて、あるいはステークホルダーにとって何がメリットかが全くわからないので、全く提供する気がないというようなことも直接ヒアリングで伺っておりますので、そういうことも含めて御検討いただけたらと思います。

ということで、全部読み上げますと長くなりますので、取りあえずここまでにしたいと思います。

竹内委員長 どうもありがとうございました。それで、専門部会設立の御提案ということになっているわけですが、それはどういう形で議論するか、ほかの問題もありますのでいろいろ考えさせていただきたいと思います。私の考え方では、一応、基本計画部会の中にワーキンググループをつくって検討していただいて、必要なら専門部会にするということにしたらどうかと思っています。というのは、まだほかにも、私としても提案したいことがあるのですが、いろいろな検討課題があって、それに対応して何らかの形で部会の審議が必要だと思うのですが、一々検討課題ごとに部会をつくってしまうと部会が大変増えてしまいます。そこで、それは専門委員会、ワーキンググループということで基本計画部会の中につくっていただいて、それを専門部会にするならするというようにしていきたいと思います。この問題も当然、ワーキンググループはなるべく早く設置した方がいいと私も思っております。

そういうことで、組織の問題は別として、いろいろ課題あるいはそれに対する解決の方向というようなことに関連して、これまでも皆さんからいろいろ御意見をいただいたわけですが、どうぞそれ以上の御意見をいろいろお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

井伊委員 今日配られました資料5に関して追加したいことがございます。

7ページ目のデータアーカイブの整備のところですが、美添委員の御意見のところ、毎月のように貴重な統計データが失われているという指摘がされていますが、2点ほどお伺いしたい点があります。1点目は、統計法が改正されて、現在では原データの保存が永久になったというようなことを聞いているのですが、そこを確認したい。あと、今まで、そこに指摘されていますように個票データの保存期間というのは種類によって異なるものの、大体5年間と限られていたと思いますが、年数がたったからといって律儀に各官庁が処分していたとは考えられないのですが、具体的にマイクロデータがどこまで保存されているのかというのは調べていただくことができるのかどうか、2点お伺いしたい。

竹内委員長 統括官の方で、その件、どの程度把握されていますか。

総務省政策統括官 統計法改正によって永久保存になったということはないと理解しております。

それから、保存期間については、私ども、今手元にございませんで、調べられる範囲で調べたいと思います。

竹内委員長 確かに規定が5年であっても、5年ごとに廃棄されるということは必ずしもない。ただ、永久保存という形になっていても、例えばテープなどに入っていて、それがきちんと中身が読めるようになっているかどうか、これはまた少し問題のところがありますので、その点まで含めて調べていただければ一番いいとは思いますが。

何かほかに御議論ございませんか。

もしなければ、委員の方になくても、オブザーバーとしておいでいただいている各省庁の方からでも何か御議論がありましたら。ありませんか。

内閣府経済社会総合研究所 SNAに限って若干意見を申し上げますと、ここに挙げられている5、6の課題項目というのは、委員の先生方が現在持っていらっしゃるいろいろな課題を提案されたと理解しております。統計作成部局としては、例えばSNAの作成に関してはいろいろな課題がまだまだたくさんございます。今度ヒアリングの機会を与えていただくということですので、そのときにでもまとめてお話をさせていただきたいと思っております。

それから、進め方の問題ですけれども、基本計画部会でこれから議論する上で、SNAだけではなくて、日本の統計体系全体の体系的な整備みたいなものの位置づけを1回しておかないと、個別の統計で、あれが足りないとか、これが足りないとか、こうすべきだとか、あすすべきだとかということをお互い並べてみても、なかなか基本計画という形の全体像にはなりにくいのではないかと気が若干してしまっていて、その辺、是非議論の仕方を少し工夫いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

竹内委員長 川崎さん、どうですか、何か御議論ありませんか。

総務省統計局 今の段階ではなかなか的を絞ったことを申し上げにくいので、また先生方の御意見がいろいろ出たところで申し上げます。

竹内委員長 では、何かほかの省庁の方ないですか。

経済産業省調査統計部 経済産業省ですけれども、今日、出口先生から御提案ありましたITというのは非常に重要だと思います。我々としても、この統計委員会ができて、行政情報をどう活用していくかというのは非常に重要な観点だと思います。その際にITというのは、民間も含め、官庁でもさまざまな情報がもう既に電子化されていると思っておりますので、そういったものをどう活用していくか、基本的な考え方あるいは最新の技術動向等を踏まえて、やはりこの分野というのは、技術進歩も非常に激しいものですから、将来を見据えてどんな方向でこれをやるか。ただ、ITの進歩に伴って、やはりセキュリティとかいろいろな技術的な問題もあろうかと思っておりますから、そういった行政情報の活用と、あるいは匿名データとか、そういった省庁横断的で新しい技術に対応した統計のあり方について御議論いただける場があるといいかなと思っております。

舟岡委員 今、行政記録の活用でITを活用すると今までよりも活用がしやすくなるという御指摘でしたが、むしろ直面している障害というものは制度的なところであって、そこをどう乗り越えていくかというところに焦点があるのではないかと私は理解しているんですが、違うんでしょうか。

竹内委員長 確かに制度的な障害があり得ると思います。私としてはむしろその問題について統計委員会としてどう対処すべきかということの方が関心事でして、つまり、いわばいろいろな省庁が、ほかの省庁にある、あるいは自分のところかもしれないけれども、あるいは地方自治体が持っている行政データを利用したいということを考えて、いろいろ折衝されて、ある程度うまくいくこともあるし、断られてしまうこともあるということは、これまでもずっと起こっていたと思います。そこで、なるべくそれを推進するようにしたいとしたときに、この委員会としてはどういうふうにした方がいいのかということがよくわからないんです。あるいは皆さんにむしろお伺いしたいと思います。

というのは、もちろん一般的希望として、なるべくそういうことについて、もう少し利用しやすくなることは望ましいと声明するのは何でもないですけども、しかし、それはどういう実効性があるか全然見当もつかないわけですし、望ましいことでも実際はできないという話になって、それでおしまいになってしまったらおしまいです。といて、この委員会として一々それについて何か決めて、これをこういうふうにするべきであるということを決議して、それを持っているところをお願いするのは難しいと思います。ですから、その辺はどういうふうにしたらいいのかと思うのですが、出口さん、何かお考えがありますか。

出口委員 まさにそこが、いわば情報と組織の中間のシステムのアーキテクチャーという部分に関係してくると思います。よく組織でも、組織の情報処理パラダイムという言い方が昔からありまして、組織の業務プロセスイコール情報プロセスであるという部分があります。情報技術を使って何か技術のシーズでできるということではなくて、ある種のオペラビリティの持ったシステムというのは、どういう組織的な、拠散的にデータを持ちたいとか、それぞれの省庁がAISでこういうデータを蓄積してきたというような現状を踏まえつつ、次の技術で、どういう形でその運用が可能なアーキテクチャーが可能なのかという、アーキテクトという意味での組織設計、情報システム設計をやるという作業が、ちょうど今言ったような問題に答える一つの、横軸になりますけれども、答え方の筋ではあるかと思えます。

もちろん、そのアーキテクトに関する個別の組織面でのいろいろな話はあるんですが、一体どういう形でそれが可能になって、組織の現実の問題とどう違うかという、アーキテクチャー設計というのはちょうどシステム設計の問題です。そういう観点からは、少なくともある程度の問題に答えることはできると思いますので、その問題の視点からの検討は、まず、先ほどのワーキンググループでもいいんですが是非ともお願いしたいということと、その中に、先ほど出てきたアーカイブの問題なんかもちょうど入ってきますので、そこは是非とも御検討をお願いしたいと思います。

吉川委員長代理 問題の所在については必ずしも100%はっきりとしたイメージを持ってい

ないのですが、例えば行政記録の利用、省庁間で、そこで問題が生じた場合にどうするかというようなお話もありましたよね。どうなんでしょうか、そういう問題が一体どれくらい出てくるのかよくわからないんですが、望むべくは、それが山積するということではないということが私たちの望むことですが、そういうことで非常にシリアスな問題が出てきて、あるいは典型例のような問題が出てきたら、やはり統計委員会としては、その問題の関係した2つの省庁の方に、この統計委員会で御説明いただくということではないでしょうか。つまりどういう記録をどういう形で利用したいと、Aという省庁が言う。それに対してBという省庁、それが情報を持っているわけですが、仮にそれを利用することはさせないというのであれば、どういう理由で、統計目的のためにも利用できないのかということをお説明いただく。

もちろん統計委員会がすべて裁判所みたいなことをいつもいつもやっているというわけにもいかないでしょう。しかし、少なくとも初めのうちには、そういう試みをして、そのメリットは何かと言えば、私はやはり、密室の中での交渉ということにならないで、議事録も残るこの正式の統計委員会という場において、関係したA、B両省の言い分と言うと変ですが、それぞれの統計にかかわる行政記録の利用についての説明を伺って、その上で委員がしかるべく意見を述べる。それで、場合によってはそれが基本計画等に、こういう問題が具体的にありけれども、こういうことについて統計委員会としてはこのように考えるというようなことを言うとか、いずれにしても最低それぐらいのことは統計委員会の仕事の一つなのではないかと私は思います。

内閣府経済社会総合研究所 今、吉川先生のおっしゃったこと、ある意味で個別の行政記録に関してはおっしゃるとおりで、そういうことを蓄積していかなければいけないと思います。ただ、それをやる前に、今回統計法で決まった行政記録を使う方向で行くということと、それを使って公式統計をきちんとつくっていくということ、これは統計法の中で決めたわけですから、やはり基本計画の中にそれらをどういう形の利用の仕方をするかということをはっきり明記していただく。それは抽象論ではなくて、今現在、日本の統計体系の中のこういう部分については、調査統計以外に業務統計や行政記録を使い得るということをおしる御指摘いただくことが重要だと思うんです。それ自身は、基本計画の中で入れること自身が一歩踏み出す大きな流れだと思いますから、それがないと、個別に交渉しても、なかなか使ったり使えなかったりするということだろうと思いますので、まず第1ステップをそういう形で踏み出すということが重要だと思います。

それで、出口先生の御提案は、私全く賛成でして、少し長期的な視野を持って日本の公式統計のアーカイビングから利用蓄積の仕方まで含めて、国が、システムとしてどういうシステムを考えて、そこにITをどう利用するかという発想をもう少し持つべきだろうと思います。今のところそれが体系としてほとんどないので、各省庁それぞれで行われていると思いますけれども、結果的には非常に貴重な財産を失っているということになりかねないので、それもやはり基本計画の中で是非御提案していただいて、本当に閣議決定をすれば、その力を最大限に利用するというのが、一番真っ当なやり方だろうと思います。

竹内委員長 その問題について、今、吉川さんのおっしゃったのは、ある意味で最低限とおっしゃったんですが、もう少し一般的なことを決める必要があるような気がします。特に地方自治体との関係で、先程舟岡さんからも出ましたけれども、地方自治体ごとに条例が違うので、あるデータがこちらでは使えてもこちらでは使えなかったりということがあります。例えば、住民基本台帳の使い方も各市町村全部違うので、そうすると国勢調査のために、ここではこれまで使える、ここではここしか使えないということでは非常に困るので、そういうことについては何らかの形で統一的に地方自治体をお願いできることが望ましいし、それはやはり統計委員会として意見を提出すべきではないかと思います。

吉川委員長代理 基本計画をつくるわけですか。

竹内委員長 ですから基本計画の中にそれを入れるかもしれないし、そのときには地方の担当の総務省にお願いして、地方自治体にそういうことについて処置をお願いする。

吉川委員長代理 個別に私たちの統計委員会としてどこにというよりは、基本計画をつかって、それをしかるべく閣議決定していただければ、そこから先は行政の仕事ということで良いのではないのでしょうか。私たちとしては、閣議決定まで行く基本計画をきっちりつくるのが役割だと思います。

竹内委員長 だから、その基本計画の中に条例を変えていただくことを書けないでしょうか。そういうことでないと、それこそ、東京都はどうで、何県はどうで、おまけにその上、何とか村はどうでというようなことまで一々ここで考えていたら日が暮れてしまいますから、そこは統一的にやっていただけるように基本計画に書き込むということがやはり必要だと思います。

吉川委員長代理 ちょっとよろしいでしょうか。先ほどの行政記録の利用にしても、今のお話にしても、要するに私たちが基本計画をつくっていく中で、統計をよくするためにこういうことをやらなければいけないのではないかと思います。一方、各省庁で実務を担当されている方の目から見て、いや、それはそういう議論があるかもしれないけれども、それはできませんとか、実現不可能だとか、いろいろなことが当然あると思います。ですから、そういう場合には、それぞれのことについてこの統計委員会でそれぞれ関係した重要事項について各省庁の方に説明していただいて、それで我々委員と意見交換をして、我々委員がなるほどというふうに納得すれば、それは当初の私たちの案を変えて、基本計画のほうを変えればいいわけですし、また、場合によっては、その各省庁の御説明を伺っても、どうも委員としては納得できないときは、統計委員会としては取りあえず基本計画案をこういう形でつくらせていただく。いろいろなケースが出てくるとは思いますが、段取りとしてはそんなことを繰り返していくことではないでしょうか。

竹内委員長 ここにも各省庁からもおいでいただいているわけですから、そのとき、そう言ってもそこはそううまくいかないんだということは言うただけがいいと思います。もしここに出ておられないところに関わるものであれば、臨時に、別にオブザーバーは何人までと決まっているわけではありませんから、それぞれそのときにまたオブザーバーとしてお

いでいただくなり、あるいはヒアリングなりして御意見を伺って、きちんと基本計画を出すときは、そもそも論理的に可能なことは出したいと思います。そういう形で、今、吉川さんがおっしゃったような形でやっていくほうが良いと思います。

舟岡委員 今回の基本計画の中で行政記録の統計への活用は大変重要なポジションを占めると思いますが、統計法の中に、「統計目的のためであれば行政記録について利用することができる」という効力の強い条文は盛り込めなくて、「提供を求めることができる」とどまっています。統計に利用したい個別の行政情報については、法律で使用が制限されているものがほとんどであって、やはり取っかかりとしては、個別具体的に、先ほど吉川先生がおっしゃいましたように、委員会の場で問題を取り上げて、そして議論しながら、一歩ずつ行政記録の統計化を実現していく、そういう手順が必要なのだろうと思います。そういう過程で、およそ行政記録は統計のためであれば利用して当然であるという認識が自然にできあがれば望ましいと理解しております。

竹内委員長 ですから、その場合に、具体的に何省のこういうデータを統計目的のために使うべきであるとまで立ち入って基本計画に書くのか、その辺は私も今よくわからないのですけれども、といて「行政記録をなるべく使うべきである」と書いただけでは、法律の上に何も書いたことになりませんから、そこはどういうふうにしたら良いのでしょうか。よくわかりませんが、一つははっきりしているのは、先程の地方自治体の件は何かしなくてはいけないと思っています。

内閣府経済社会総合研究所 私が申し上げたのは、それゆえに、ある種、統計の体系化が必要で、現在ある調査統計がどういう位置づけにあり、どういうことを調査していて、かつそれがどういう形で体系の中に組み込まれているかということをやはり徹底的にこの場で議論していただくことが必要であるということです。それに合わせて、現在ある業務統計や行政記録があって、こういうものが利用可能であるか不可能であるか、どういう部分で利用できるかということまで含めて、やはり体系がないと、個別統計でばらばらにやっていたのでは、統計一つ一つ、審査は重要ですが、その審査すること自身がものすごく時間と労働をかけるので、そこから先に業務統計を使うという、もしくは使うことの意味をここで主張するという具体的な将来の方向に何か位置づけができるとは僕は思えないのです。そういう意味で、重要なのは、業務統計や行政記録を使うことによって、新しい統計体系の利用というものを大きくしていくということが重要なので、是非その一歩を踏み出していただいた方がいいんだろうと思います。

竹内委員長 もちろんその辺は黒田さんのおっしゃるとおりだと思います。

吉川委員長代理 先ほど委員長がおっしゃっていた行政記録を使うことに際して、個別の固有名詞を挙げることをどうするかという話があったかと思いますが、やはりどうなんでしょうか、本当に大切なものということについては固有名詞を挙げて議論しなければ意味がないのではないのでしょうか。つまり従来から、いわゆるサービス統計を充実するというところで、既に法務省の登記とか、それから国税庁が持っている住所ですか、いわゆる名簿情報、

名前と住所の名簿情報等が利用できるサービス統計の充実に非常に役に立つということが言われていたわけです。ですから、そういうようなことは当然議論の対象になると思います。ちなみに、今の2つについては随分進んだのですよね。

舟岡委員 進みました。

吉川委員長代理 ですから、それが統計委員会としても、今後、こういう統計の充実のためにはこういう行政記録が使われることが望ましいのではないかと、それは固有名詞を挙げて議論しなければ意味がないのではないかと私は思います。ただ、その場合に、どういう統計を充実するためというときには、先ほどから黒田所長がおっしゃっているように、どのように統計を我々が整備していくかという問題意識によって、整備すべき統計、そのプライオリティーづけが変わってくるでしょうから、当然そこと関係するでしょうが、行政記録については、やはり固有名詞について議論しなければ意味がないと私は思います。

内閣府経済社会総合研究所 全くその点、僕も反対しているわけではなくて、同じことを多分申し上げているだろうと思います。

竹内委員長 今の固有名詞を挙げる件については、私も実は固有名詞を挙げたほうが良いと思っているのですが、今まで個別の折衝で、この統計にこちらのこういう行政記録を使うというようなことがいろいろ積み重なってきたとしたら、それを何らかの形でいわば前例にして、こういうデータがこういうことには使えるんだということに一般的に広げられるような形にしたいと思うのです。とはいっても、では、そういう行政記録はどういう統計にでも使えるかということ、必ずしもそうではないと思うので、やはり重要な統計に使うということでないといけないと思います。それ以外のものを使って悪いということはないですけども、そのときはまた改めて折衝を必要とするということにしておかないとまずいと思うので、その点では、何が重要な統計であるかということを中心にきちんとしていくことの方が、まず第1の仕事としてあると思いますし、それが基幹統計の指定ということに結局関わると思います。

そして、基幹統計の指定というのは、これからゆっくり御議論いただかなければならないのは、必ずしも統計調査の指定ではないわけですから、ほとんど行政記録だけからつくられた基幹統計もあるかもしれない。そうすれば、その基幹統計をつくるためには行政記録が必ず使えるんだということにしておかないと、基幹統計をこういう行政記録からつくることにしたけれども、いざとなったらその行政記録が出てこないのではもうどうしようもなくなります。ですから、やはり基幹統計ということを中心にきちんとして議論して、何と何を基幹統計にするか。その場合、基幹統計にするというものについては、ただ重要そうなものを頭からアルファベット順に並べるわけにはいきませんから、当然、黒田さんがおっしゃったようにきちんと体系化して、どういう統計とどういう統計がどう結びついていて全体としてどうなっているんだということを考えていかなければいけないと思います。それはもう具体的に、このもう少し後の段階で、この基本計画部会で是非皆さんに御議論いただきたいと思っております。

美添委員 行政資料の活用の件ですけども、余り細かいものまで基本計画に書かないのは当然ですが、竹内委員長がおっしゃっているように、私の考えるところ、攻めるべきとこ

ろはもう幾つか見えています。固有名詞は今挙げませんが、基幹統計の中の主要なものが幾つかあって、そこで使えば大幅に精度が改善できる、報告者の負担も軽減できる、国家の予算も大幅に削減できるというものが明らかに存在するわけです。実現に向けて何が問題かは、この場で具体的に議論すればよい。

基本計画に書くときは、それは事例として参考資料にでもつければ良いことであって、行政資料の活用を進めることが必要だという書き方でも良いとは思いますが。ただ、背景には必ず、これこれの統計を使うことによってそれなりの効果が出るということは、我々も客観的な判断の根拠として持つべきだと思います。

竹内委員長 まだ、どうぞ、またもう少し別の問題でもよろしいですが、この基本計画部会でのこれまでの問題点とか、課題とか、方向性とかということについて何でも御議論ありましたらお願いしたいと思います。

どなたからでもよろしいですが、何か順番に当てるようで申しわけないけれども、阿藤さん、何かありますか。

阿藤委員 少しずれるかもしれませんが、いわゆる匿名情報というのもそうですが、総務省でまとめられているんですか、統計ポータルサイトみたいなもので、新しい方から順番に多分入れているということでしょうけれども、それを例えば過去ずっと入れていくような、そういう計画というものが基本的に動いているのかどうなのか。国勢調査を例にとれば、3回分か4回分報告書ベースのものがつくられていますけれども、さらにそれをずっと、例えば第1回まで遡っていくというような、これは国勢調査に限らずですが、そういうような計画というのは実際に動いているのかどうかということを知りたい。

総務省統計局 統計局だけの例を申し上げるのがいいのかわかりませんが、私ども、遡ってやれたら良いとは思いますが、なかなかそこまでできておりません。今できるだけ原則、新たな結果が出たからといって古いものを削除するというのをしないで、できるだけ残していこうという方針でやっているつもりです。

それから、古いデータにつきましては、実は余りにデータ量が膨大になりますので、例えば、私どもの統計局のホームページで申し上げれば、長期統計総覧、長期時系列、これは私どもが毎年刊行しております日本統計年鑑の時系列版ですが、それを特別編集したようなものは全部エクセル表で出すようにもしております。そういうものを徐々に拡充していくことで、古いデータも提供できるようにと努めてはいるのですが、すべての統計調査についてすべて過去に遡ってというところまでは、少しリソースが足りませんので、そういうアプローチをとっているのが現状です。

竹内委員長 過去のデータについては、これをどういうふうに保存するか、結局データアーカイブの問題に帰着すると思います。それで、出口さん、これまで紙やいろいろ磁気テープで保存していたようなデータをどういうふうにITにのせていったらいいのでしょうか。

出口委員 僕は完璧にそういう関係の専門家ではないのですが、それはいろいろなのせ方があって、電子図書館でやるようなのせ方、つまりスキャンベースでのせる。ただし、スキ

ヤンしたものは、かなりいい精度で今はデータがとれるようになっているのですが、何せ統計データですから1文字ずれても大変面倒くさいことになりますので、その辺も含めて、それは十分技術的な検討課題だと思います。

いずれにせよ、エクセルベースというのは後から電子利用が非常にしにくいので、そういう意味では、最終的にどこかできちんと、先ほど申したようなアーキテクチャーのもとで統合運用、省庁間でも相互に利用できるようなシステム化のアーキテクチャー設計というのがまずあって、その上で、このデータは出す出さないの話は別途の話として、アーキテクチャー設計があれば、その中で古いデータに関するスキニング、最低限スキニングして保存するということはもう絶対必須の話で、これははっきり言って余り予算のかかるものではありません。放っとしてもグーグル等が全部、グーグル図書館みたいな形で、今全世界の本をやろうとしているようなことがございますので、やはり国の基幹的な情報が民間天気予報みたいなものに対応できないというのも問題ですので、その程度のことから始まって、可能なものは、技術的に探っていけばそれなりのソリューションは出てくると思います。

竹内委員長 今、もう既に過去に公表されたものは良いと思うのですがけれども、公表されていない元のデータ、一次データをどうやって保存するかというのが少し問題だと思います。長期統計総覧等は全部公表されたものだけです。

出口委員 ただ、テープベースであるものはアーカイブの中に放り込まないといけない。テープが劣化すると本当に悲惨なことになります。それで二重のシステム化とか、つまり100年後に開示するということを前提にした保存というのは、いろいろなところでいろいろな形で基準化され試みられている一連のやり方があると思いますので多分必須だと思います。

その上で、紙ベースの個票データに関しては、別途、そういうものに関する保存のスキニングなりのやり方、これはいろいろなところが既にいろいろなタイプの情報に関して試みていますので、それに関するノウハウを援用することで十分フィージブルな予算の範囲で可能になるのではないかと想定します。

竹内委員長 今、フィージブルな予算の範囲でとおっしゃったけれども、そのフィージブルな予算を出すのがなかなか統計関係では大変だというのが率直な印象です。ただ、希望だけは出したいと思います。

井伊委員 関連したことですけれども、統計をつくる時に用いられた書類も保存されているのかどうか。名簿から標本をつくる際に用いられた書類ももし保存されていれば、世帯調査などについても、住所データをもとにしてパネルデータにする可能性も出てくると思いますし、データそのものではなくて、データをつくる時の書類の保存というのはどうなっているのでしょうか。それも保存するような予定になっているのかどうか。

というのは、また米国の例になってしまうのですがけれども、たしか米国では、第1回の国勢調査から保存されていて、今、順次電子化されている。それが最近、南北戦争前後のデータが公開されて、奴隷貿易などに関する非常に貴重な研究が今出てきているということを聞いていますので、そういったことでも重要な書類だと思いますので、その保存についてお伺

いできますでしょうか。

竹内委員長 それはどのくらい残っているんですかね。統計局どうですか。

総務省統計局 国勢調査の個票の古いものの開示の話題が出ていますので、少しそこについてだけ一つ申し上げますと、アメリカ、イギリスのような国は、いわば戸籍のかわりのようなつもりでセンサスのレコードを使っておりまして、確かに先生おっしゃるように、アメリカだとたしか77年とか78年、それからイギリスはたしか100年だったと思いますが、それ以降開示するということであって、それは統計局の仕事というよりも、たしかアーカイブスとか公文書館、そちらの仕事でやっているかと思います。

日本の場合、残念ながらそういう規定もありませんし、むしろそういうことをやることで、やはり個人の秘密あるいは御先祖様の秘密が漏れることが問題となります。

井伊委員 私の質問の意図は、統計をつくるときに用いられた名簿から標本を作成するときに用いられた書類の保存というようなものはどうなっているのかということです。そういうものがあれば、住所データをもとにして世帯調査をパネルにすることも可能であると思いますので、データそのものだけではなくて、データをつくるときの書類の保存についてです。

総務省統計局 一般的には、私ども統計局の統計は独立行政法人の統計センターで集計されておりますが、これまで集計されたデータについては、どういう処理基準でやっているかやかなり細かいコーディングのルールなども大体残しておりますが、しかし、ある時期以前は、基本的には紙ベースなので、それを解読していく作業が必要になってくるということがあります。

それから、世帯の名簿につきましては、必ずしも長期間保存が義務づけられておりませんので、恐らく最大でも5年程度ぐらいで、いろいろな標本調査などでは原則として処分しております。

それから、もちろん磁気テープに転写したものは、かなり、媒体がもつ限りは長期保存、ほとんど永年保存としていますが、原票の詳しい内容、氏名とか、分類前の手書きの情報、そこは3年ないし5年ぐらいで処分しておりますので、それ以前に戻ることは少し難しいかと思います。その間であれば、いろいろな工夫をすればリカバリーは可能かと思います。

出口委員 今、御先祖様のという御発言があったのですけれども、考え方にもよるとは思うのですが、100年という単位が短ければ300年でも良いのですが、やはりこれは非常に重要な歴史的資産です。逆に、歴史人口学なんかでは、記録データとか宗門人別帳データを使って詳細にそういうものをもって、動態を見るということをやります。したがって、それは何らかの形で、統計委員会マターなのかどうか非常に微妙だとは思いますが、国の統計の基幹のデータは、やはり長期のそれこそ遺産として保管するというのも一つの見識だと思いますので、そのあたりも含めて最終的なアーカイブについては何か書いていただければと強く希望します。

竹内委員長 アーカイブスについては、私も、存在しているものはできる限り全部そこに入れるというのがアーカイブの基本方針だと思います。それをどう公開するかは別の話で、

御先祖様の話は公開のときでいいのではないのでしょうか。ただ、残っていないものはしょうがないわけですから、残っているものはできる限り残していただきたい。また実際には残すこととアーカイブ化することを同時にやればいいのですが、予算の問題もあります。すぐにはできないとすれば、やはり今の段階でも、なるべく残すだけとはにかく残しておいていただくことにして、しかも壊れない形で残しておいていただくとかということだけはなるべくお願いしたいと思います。

アーカイブに関することについても、一応統計委員会としては、ある種の方向性を出した方がよいのではないかと考えています。

舟岡委員 どのレベルの情報までデータアーカイブの中に蓄積するかと絡みますが、残すこと自体についても国民の理解が必要かと思っています。いろいろな反対に遭って、基本計画そのものに障害が出てくるのは避けた方がよい。私も、基本的にはすべての情報を残して、将来的に世の中が許せばその活用を図るといった形が良いと思うのですが、その手続については理解を得ておく必要があるだろうと思います。

それに関連して言えば、今回の統計法の改正で、社会の情報基盤としての統計という立場を鮮明にしているならば、利用者の考え方を適切に反映させることが何よりも必要だろうと思います。近々、基本計画についての諮問が予定されていますが、基本計画部会で審議するのと並行するような形で利用者の意見、ニーズを吸い上げる仕組みをそれまでにつくっておく必要はないのでしょうか。なかなか難しい問題だとは思いますが、できるだけ早く利用者の声を吸い上げる、協議会なのか何なのかわかりませんが、仕組みそのものは立ち上げられるようにした方がよいのではないかと気がいたします。

竹内委員長 利用者の声ということについて、実は私は2段階あると考えていまして、1つは、基本計画をつくるに際して、いろいろな意味で有識者というか、統計の利用者としての有識者の声を聞く必要があると思います。それはヒアリングの形でなるべく早くやりたいと思います。そういうことと、もう少し一般的な利用者、それは必ずしも有識者ではない人、とにかく統計について何かいろいろ聞きたいという方の声をうまく組織化して、きちんと聞くためのシステムをつくるということと、2段階に分けたいと思います。後の制度もきちんとつくっていくことにしたいと思いますが、取りあえず、まず基本計画をつくるために利用者としての有識者の意見を聞くということは具体的にやりたいと思います。その後、そのシステムをもっと一般的にどうつくるかについては、むしろ基本計画の中で考えていった方がよいのではないかと考えています。

どうぞ、何か、どういうことでも良いですから御意見ございませんか。

それから、実は、この間から少し各省庁の方々にもいろいろ御意見を伺っているんですが、一つ、その利用者ということの中に統計部局以外の行政のいろいろな各機関が、いろいろ政策をつくるために必要なデータをどこから求めるかということについて、同じ省庁の中ならばデータをとれるのでしょけれども、違う省庁にあるデータを利用するのに、こういうふうに変わっていったら都合がいいとか、もう少しこういうものが欲しいというような希望が

いろいろあっても、なかなかそれがコミュニケーションがうまく行われていないという気がします。もちろん、ある意味ではその中の最たるものは、内閣府と各省庁の間で、これはそれなりにコミュニケーションが行われているわけですが、加工統計をつくるために、もう少し変えて欲しいというような御注文があたりだと思います。そういうことはもっといろいろな形で、いろいろなレベルで、各省それぞれの政策部局が必要とするデータが、必ずしも適切な形で存在していないというようなこともあるかもしれない。そのときにしばしば、各省でお出しになった白書なんかを見ていると、それぞれ適当な調査をやって、あるいは適当に自分のところにある行政記録をうまく利用して何となく適当なデータでやられるというのが結構あるような気がします。適当なデータというのは悪いけれども、何か本当に統計的に十分に信頼性があるかどうか疑わしい、少し問題だと思うデータがよく使われていることもあるように思いますので、利用者という中にそういう部分を入れたいと少し思っています。だから、必ずしも役所のシステムの外だけではなくて、役所の中同士も考える必要がある。

ついでに、そういう点でもう一つ、ひょっとすると各省がそれぞれの部局で、ほぼ同じことについて違う方向から統計を出されているときに、ほかの省庁でやっている統計との間の整合性が必ずしも取れないということはよくあります。それについてもう少し連絡をよくしていただければいいのではないかという気がすることもあります。例えば、雇用関係の統計はそれぞれやっていますし、賃金等もあるのでありますが、特に、産業ごとの従業者数というものは、国勢調査ベース及び労働力調査ベースで見るのと事業所ベースで見るのとのすごく違って、違うことがそれでいいんだという議論はもちろんあると思いますが、なぜそれが違うのかについて必ずしも理解がされていないし、必ずしも理解できない場合もあります。そういうものもありますから、そういう意味では、むしろ役所の間、官庁の間の内部のコミュニケーションを促進することもやはり重要ではないかと感じています。そのための組織をどうつくったらいいかということもあるのですが、少しそんなことも考えています。必ずしも利用者というのは外ばかりではないということを感じています。

余計なことを申しましたけれども、何かまだ御議論がございませんでしょうか。どういうことでも結構です。

廣松委員 今話題になっている行政記録の統計的利用に関して、確かに存在する行政記録を利用するということは、この新しい統計法の中でそれが認められて積極的に利用できるような体制になったので、私も、それは是非やるべきだと思います。しかし、問題が2つあって、そもそもないものは如何ともし難い。一方で、本来統計的には大変重要だけれども、別の観点から、すなわち、例えば行政事務の効率化とかというような観点からなくなりつつあるものもある。

一例として、資料6の出入国管理統計ですが、これは少し前に、統計審議会でも議論になったのではないかと思いますけれども、日本人の出入国事務を簡素化してしまったものから、日本人がどこへ行って、どこから帰ってきたかわからないという状況になってしまっている。それは、確かに事務の簡素化という意味ではそれなりの効果はあるのかもしれませんが

んが、一方で、それによって、人の移動に関する基本的な情報が失われてしまったという側面もあると思います。

そういう点に関して、どこまでこの統計委員会が言えるのかはわかりませんが、やはりまさに国の基本的な情報については、どういうものがあり、それは行政記録であろうと、統計調査であろうと構わないのですけれども、それをどういう形で統計として作成し整備するかという基本的な理念を強く主張すべきではないかと思います。それが1点目です。

さらに、現在あるものに関して、政治的にというか、あるいは先ほど舟岡さんもおっしゃいましたけれども、国民意識の上から使えないというものもかなりあるように思います。住基ネットは典型的にそうですが、基本的な4項目なのだけでも、それを公表することを拒否する自治体が出てきてしまう。そうすると、それを効率的に使うことができないということになってしまいます。また、先ほど話題になっていました過去のものに関して、やはりかなりセンシティブな問題があって、例えば人口の場合にでも、明治5年の壬申の人口調べというものがあるのですが、それは今は完全に密封されていて、残念ながら使うことができない。その決定が下されたのが、たしか1960年代だったと思います。

そういう形で、残念ながら統計を整備するという立場からは、存在がわかっている、利用したいと思って利用できないというものが存在することは否定できないように思います。その問題をどういうふうに解きほぐしていくか、時間はかかるだろうと思いますが、重要な、それは単に、現時点で政策を執るために重要という意味だけではなくて、過去の歴史を知るという意味でも重要なものに関して整備していくということも、この統計委員会の役目ではないかと思いますので、それについても何らかの形で委員会として意見を言えればと思います。

竹内委員長 明治のその調査の結果がデータとしてまだ残されているのですか。

廣松委員 うわさは聞いています。国立公文書館に厳封の上、残っているらしいという話は聞きました。何人も見ることはできないそうです。

吉川委員長代理 後学のために、その60年代に密封された理由というのはどういうことなのですか。

廣松委員 壬申の戸籍が明治5年につくられました。前年に制定された戸籍法に基づいて人口調べをしたのです。当時はまだ現在のような国勢調査に相当する統計調査が行われていませんでしたので、それをベンチマークにして、出生、死亡の届け出によって毎年の人口を求めていたわけです。しかし、そのもとになったものが壬申の戸籍だったものですから、差別的な記述があって、それは公表できないということから人口調べそのものも公表されなくなったということです。

それともう一つ、これは私の感想で恐縮ですが、井伊委員がおっしゃった点で、確かに現存している標本調査に関して、その結果をつないでパネルデータ化する、必ずしも完全なパネルでなくて、疑似パネルになるんだと思うのですけれども、それは可能だと思います。そのことに関してですが、日本の政府統計の中へ標本調査を導入した時の考え方だったと思

うのですが、基本的に、極めて理論的に純粋なサンプリングなのです。後でどういうふうにつながくということは一切考えていないというか、あるいは逆に、そういうことができない手法をとったとか選んできたと思います。したがって、現在、いろいろなニーズからサンプルをつないで疑似パネルをつくるということを考えるわけですが、それはなかなか難しいところがある。特に世帯関係調査の場合そうだと思います。事業所・企業の場合には、ある程度それが可能だろうと思いますが、そちらの方は一方で、今度公表することが難しくなるという側面がある。したがって、パネルデータに関しては、これまでの調査に関しては何とか疑似的なものをつくりながら、これからの調査に関しては完全なパネルができるように設計した上で結果を蓄積していくというのが、多分我々の役目ではないかと思えます。

井伊委員 前回から、マイクロデータの公開ということをお願いしているのですが、私がこうした意見を申し上げると、研究者が自分の研究のために、論文を書くために要求しているのではないと思われることもあるかもしれませんが、マイクロデータが公開されることで一番恩恵を受けるのは国民であるということをおは強調したいと思えます。

例えば最近、最低賃金が上がる方向に政策が決定されたようですけれども、日本以外のものでも、いろいろな実証研究の結果を見ても、最低賃金を上げると失業が増えてしまうというような研究結果もありますし、このあたりは各国で非常にコントラバーシヤルな議論になっていると思えますし、一つの結論に達しているわけではないようですが、やはりマイクロデータを用いて分析をして、その結果に基づいて議論をして決めていく重要な政策であると思えます。

そういった重要な政策というのが、日本ではこうしたプロセスを経て決まっていなくて、どうしても政治的なことや声の大きい人の意見で大切な政策が決まってしまうということがあると思えます。もちろん政策決定において政治的な影響をすべて排除することは無理なわけですが、大切な国の予算が、もしかしたら国民のためにならない政策に使われてしまうのかもしれないということができるだけないようにするためにも、マイクロデータを公開して、分析をして政策を決めていくというのは国民のためであるということをおは強調したいと思えます。

大守部会長代理 2点申し上げたいと思えます。1つは、先ほどから行政情報といいますか業務情報をどういうふうに取り扱うかということが議論になっていると思えますが、やはり全体の体系から見て、統計が作成されていない分野は何か、あるいはどのような統計の場合に、関連の行政情報が使えるかもしれないけれども、まだ使うに至っていないかというような、黒田所長が言われたような体系的なアプローチというものが必要であって、そうするとおのずから優先度が出てくる。単に事例として載せるよりは、何が重要かということをおは踏み込んだほうが良いのではないかと思えます。

一方で、私も昔役人だったので、閣議決定したものは実行すべきだという発想が役所には非常に強いことも理解します。逆に言うと、すぐ実行できないものは書くべきではないとい

うことになってしまいます。このところをいかにフレキシブルに突破するかということで、すぐできなくても、出口委員が今日御提案になったようなことも含めて、将来的に可能性のあるものについては、前広にその可能性を書き込んでおくことが重要だと思います。それが基本計画の一つの役割でもあるのではないかと思います。いわば未来志向型のような形で、すぐに使えないから書かないということではなくて、将来的に何らかの形で使える可能性があるのではないかというようなことで書いていったら良いと思っております。

それから2つ目は、今日資料5が配られましたが、1回欠席させていただきましたが、私が知る限りまだ出ていない問題として少し気にかかっておりますのは、季節調整の問題をこの委員会で全く扱わなくてもいいのかなということです。幾つか私の問題意識を申し上げますと、例えばアメリカのGDP統計というのは、季節調整済みがメインで、原数値というのはほとんど出てきません。それが可能となる背景には、個別の統計が相当細かいレベル曜日調整まで含めて季節調整されているということがあります。日曜日の意味というのが系列によって違ったりしますので、個別系列であれば曜日調整の精度が上がるのです。ある程度アグリゲートしますと、効率が悪くなります。こうした問題をどういうふうにしていくか。

もう一つ、ヨーロッパではセンサス局法よりはむしろTRAMO - SEATS法という方向にシフトしつつあるようですが、そういうことをどう考えるか。1つの違いは、TRAMO - SEATS法というのは標準オプションがあって、センサス局法は、これは一つの進歩かもしれませんが、標準パラメーターというのはなくなってしまって、系列ごとにきちんと考える。きちんとというのは、ある意味で時間がかかる作業でもありまして、恣意性が残ると言えないこともないようなところがあって、そういった問題をどう考えるかということも少し気になっております。

竹内委員長 今、大守さんのおっしゃったことで、季節調整をどう考えるかという話ですが、そういうことも含めて、ある種の統計を実際につくることに関して、レリバントな理論を検討する部会というか専門ワーキンググループみたいなものはやはりつくった方が良いのではないかと考えています。

今、確かに季節調整もそのとおりですが、私がもう少し簡単なことで気になっていることを言えば、いつも前期比というものを出すと、大抵それが非常に誤差が多いわけです。それをうまく減らしたほうが良いと私は思います。それではそのときどうするか。うまく季節調整するといったのもそうでしょうけれども、前年同月比とか前年同期比というのがよく使われるのですが、それは、前年のその日がたまたま低かったり高かったりすると、その反動で逆にひっくり返ってしまう。ですから、そういう意味では、前年同期比というのは本当にそのまま良いのかなという気がすることもありますし、そういうふうに変化を見るとき指標というのはどういったらいいだろうというようなことが少し気になっていますので、そういうものも一つの問題ではないかと思えます。そういうこともいろいろ含めて、理論ワーキンググループというものも、統計理論、統計技術ですか、そういう部会、ワーキンググループといったものもつくった方が良いのではないかと考えています。その点で、大守さんの今の

こともあるいは調査していただいた方が良いのではないかと思います。

吉川委員長代理 関連してよろしいですか。たまたま大守さんから具体的に貴重な話が出たのですが、ワーキンググループをつくるという委員長の御発案も、私もそれはそれで良いと思うんですが、統計委員会全体の中では、やはりワーキンググループではっきりとした結論を出していただいて、変えるのであればこう変えるべきだということを明確に出していただいて、統計委員会としての一番大事なことは、それを実行に移すということだと思います。ですから、それを各省庁の方々に、例えば、仮にですが、ある一定の季調をユニバーサルに採用したほうがベターだと、仮にもしそういうことになったとしたら、せっかく各省庁の方がいらっしゃるわけですから、それを納得していただいて、別にコストというのでそう大きくかかる話でもないと思うのですが、そういう形で新しい季調のやり方に移っていただくということをとにかく実現するというところが一番大切だと思います。いわゆる小田原評定的なことになってしまうというのは最悪のパターンでしょうから、明確な結論、指針を出していただいて、それをこのワーキンググループから統計委員会に上げていただいて、統計委員会としては、それをできるだけ速やかに実行に移すというところをしっかりと見るというような役割になるのではないかと思います。

竹内委員長 ワーキンググループと申しましたけれども、実は、こういう問題については、各省庁それぞれにいろいろな形で検討はされておりまして、それによっていろいろ自分たちのやり方を変えたりもされているわけですが、各省の検討はかなりばらばらなので、率直に申し上げると、理論的レベルもかなりばらばらで、きちんとかなり詳しく精密にやっておられるところもあれば非常に簡単なもので済ませておられるところもある。そういう各省庁での実際にやっておられることもきちんと取り入れて、それをフィードバックするところはフィードバックして、各省の経験もいろいろ入れて、そして一番高いレベルで全体を統一的にやれるようにすることがワーキンググループの仕事だと思っています。決してワーキンググループで、いわば新しく始めるということではないのではないかと思います。それで、ワーキンググループで適当な結論が出たら、それは今、吉川さんがおっしゃったように、統計委員会としての結論として関係部省庁に全部、なるべく統一的にやっていただくという形にするというようにしたいと思います。

美添委員 季節調整は、私は単なる一例だと思います。理論的には、これはそれほど難しい話でもないし、特に良い方法があるというわけでもないのですが、ただ、各省で実際、例えばX12ARIMAが使いこなせる人材が何人いるかということ、これは経験を積んだ人がいないと難しい。現在は、各省で最適と判断する方法を適用するという今のやり方ですガイドラインに従っています。ただし、どのような基準で、どのようなパラメーターを用いているかを明らかにするということは、各省間の申し合わせ事項です。そういう意味では透明性のある手法を使っています。

今後も、この問題は同じように対応することになるのですが、もっと難しい問題は、竹内委員長が少し言われましたけれども、例えば調査票をどうやって設計するのか、どういうふ

うに標本を抽出するののかということですが、各省とも本当に詳しい方はだんだん減ってきています。そのためにコンサルティングを担当できるような大きな組織をつくって、そこに集まった専門家が協力して各省の目的に応じた統計をつくるか、そういうシステムをつくれというのは統計委員会と言うべきことだと思います。そのためのワーキンググループは必要だと思います。

竹内委員長 何か御議論ありましたらどうぞ。

内閣府統計委員会担当室長 事務局としてお聞きしたいことなんですけれども、資料6の1の(1)体系的整備の考え方、先ほど黒田所長からも話が出ましたし竹内委員長もおっしゃったのですが、ここの部分は課題だけあって、これまでの取り組みが空白になっているわけです。一番上です。これは各省庁にこの紙を配っておりまして、それで自由に書き込んでくださいということでお渡ししたものです。そこが空白になっているということは、要するにこれまで何もやってこなかったということです。

それで、そうしますと、次回、次々回は、これまでの取り組みを踏まえた上で直面している障害について省庁に書いていただいて、それに基づいてまたヒアリングといいますか議論を委員の先生にさせていただくということになります。そうなりますと、これまでの取り組みの全くない1の(1)は、次回、次々回の基本計画部会で議論にならない可能性があります。これについてはいかがでしょうか。何かこのあたりのことで事前に各省庁に、こういうことは何か考えてきてもらいたい、答えてもらいたいということがあればここで言うだけでありがたいと思います。例えば基幹統計の指定基準の検討などについても、それぞれの省庁の中で何らかの基準みたいなものを考えているのかとか、あるいは省庁の中での統計体系的なものの漠然としたイメージがあるのかとか、こういう統計はもう要らないけれども、こういう統計はもっと充実させたいとか、そういうものでも結構なんですけど、そういったようなお考えが委員の方であれば是非言っていただけると、我々としても省庁にいろいろ課題を投げるときに非常に仕事がやりやすいので、御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。このままでいいというならそれでも結構です。

竹内委員長 その点については、実は委員の方でも、こういうことについて具体的に今まで御議論いただいていたのでいただければと思います。特に基幹統計と指定統計の違いということについて非常に問題だと思いますので、どういう形で基幹統計というものを指定するかということについては、お考えを是非お伺いしたい。

それから、いろいろな方がいろいろな問題を出されたときに、それを整理して、この点についての問題を整理して書くということは担当室にお願いしたいと思います。

それでは、今日は時間がそろそろ近づきましたので、一つ御紹介したいのが、実はマイクロ統計をどういうふうにするかについて、一応、今まであるものとしての、学术研究のための政府統計マイクロデータというものが一橋大学と総務省統計局でやられたものがありますので、この御紹介をしていただけますか。

総務省統計局 それでは、総務省統計局でございますけれども、一橋大学とタイアップい

たしまして、「統計データの高度利用のための取組」ということで、匿名標本データの利用に向けた試行運用を実施させていただいております。その概要を御説明させていただきたいと思っております。

まず、概要を一番上の紙で御説明させていただいて、その後の状況を下のほうのペーパーで御説明させていただきたいと思っております。

実施に当たりましては、この がございますけれども、21世紀COEプログラムに基づきまして、社会科学の統計分析拠点、この一橋大学の御協力を得て実証しようということで取り組みを始めたものでございます。

提供データにつきましては、第 期と第 期に分けてございますけれども、第 期の平成16年から18年までにつきましては、ここに書いてございます就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査を対象に実施いたしております。第 期の平成18年から20年までの予定では、これに住宅・土地統計調査を加えまして、それから、年次で言いますと平成16年のもの、あるいは13年のものを社会生活基本調査のB票を追加いたしまして行っているものでございます。

試行運用の仕組みといたしましては、下の図の方をご覧くださいと思っておりますけれども、私どもの統計局から一橋大学経済研究所に依頼を行いまして、ここでいわゆる秘匿処理を行いました匿名データの作成を行っていただきまして、このできました匿名データにつきまして、また同じく一橋大学をお願いいたしまして、大学の研究者の方から利用したいという方の募集を受け付けていただくということを行っております。

これの利用に当たりましては、まず、作成に当たりまして目的外利用の承認を私どもの方が受けまして、具体の匿名データにつくることを一橋大学にお願いする。それから、できました匿名データを大学の研究者の方から利用したいというお話がございました場合には、この申し込みを受けて、一橋大学で取りまとめたものでございまして、現在年4回の募集によって応募されたところにつきまして、一括して目的外利用の承認手続をとらせていただくということで、一応、目的外利用の手続をきちんとその度にとらせていただいているという処理でやらせていただいているものでございます。

それでは、少し内容を御説明させていただきたいと思っておりますので、1枚飛ばさせていただきます、「学術研究のための政府統計マイクロデータの試行的提供」ということで、一橋大学にお願いしております今回のシステムにつきましてまとめたものでございます。

真ん中の目的の欄をご覧くださいますと、国民の共有財産である統計データをより高度に利用したいとのニーズに応えるために、今回の提供をマイクロデータ提供のあり方を検討する目的で行う試行的な提供ということにしているものでございます。

その下の提供の方針でございますけれども、提供に当たりましては、調査を受けた方の秘密を守ることが前提になるということで、秘匿処理を施しまして提供いたしております。地域符合につきましては、市町村等の符合は削除いたしまして、後ほど御説明いたしますけれども、地域ブロックの大きな区分ごとに提供しているものでございます。

次のページをご覧くださいますと、利用の条件といたしましては、学術研究に限定して試行を行ってございます。それから、申請者の方につきましては、国立大学、私立大学共通で、大学の講師以上の方の専任教員の方からの申請を年数回受け付けているということでございます。ただ、共同利用者につきましては、ここに書いてありましたような方につきましても認めているものでございます。

利用の手順でございますけれども、 期に実施しております現在のものにつきましては、年4回定期的に利用される方の申請の受け付けをしまして、使用の承認後、利用の留意事項とかいろいろな利用に当たってのことにつきまして、説明会に出席していただいて、説明させていただいて、データをお渡しするというところでございます。それから、集計・分析を6カ月間やっていただきまして、その後、データの返却とアンケートへの回答、データ消去の報告等をしていただきまして、利用していただいた論文等を提出していただくという流れになってございます。

次のページをご覧くださいますと、先ほど申し上げましたように、現在提供を行っております調査につきましては、ここに書いてございます4つの調査につきまして、この年次のものを処理させていただいているという状況でございます。

そういうことで、一応試行的にこういった形で今のところ利用していただいているという現状でございます。

竹内委員長 今まで何件ぐらい利用されたのですか。

総務省統計局 件数につきましては、上から2枚目をご覧くださいますと、第1回から第8回まででございますけれども、それぞれ調査ごとに利用者、手を上げられた方の件数を上げさせていただいております。直近では平成19年7月ということで、これをご覧くださいますと、それぞれ調査ごとに1件から4件という形で利用されているという状況でございます。

竹内委員長 このデータは、秘匿をかけて、データとしては全数ですか。

総務省統計局 全数ではありません。8割で出させていただいているところでございます。

竹内委員長 それはランダムに抽出されているのですか。

総務省統計局 ランダムです。その上、かつ地域的にはかなりトップコーディングしています。

竹内委員長 わかりました。

それから、共同利用者として大学院生は認められていないのですか。

総務省統計局 今回の試行ではそういう扱いにさせていただいてまして、きちんと役職とか組織の中に属している人ということを前提として運用したというのが今回の試行運用です。

竹内委員長 私は、大学院生、特にドクター論文を書こうなんていう人は認めてもいいのではないかという気がします。もちろん教授の責任のもとにもらわないといけませんから、教授が申請して、共同利用者としては入れても良いのではないかという気がしています。本人だけでということだけはだめだと思います。

それからもう一つ、ポスドクという人は入っていますか。

総務省統計局 そこは私もボーダーラインでよく存じませんが、今後の考え方として、先生がおっしゃったような運用にしていくことはあり得ると思います。

竹内委員長 実際には、こういうことをやってもらうときには、教授が申請者であっても、実際にデータを使うのは大学院生で、ドクター論文を書こうという人が実際の作業をすることが非常に多い。ですから、単に計算の助手として使うことはできるのでしょうけれども、やはり共同論文の著書にしないとその人の業績にできませんから、それは考えていただいた方が良いのではないかと思います。

こういうことがもっと一般的にいろいろ広げられればよろしいのではないかと思います。

あと、この前吉川委員から目的外使用の申請に対して非常に時間がかかっているのではないかという御疑問がありまして、それに対して調べていただいたのが参考1としてあるのですが、少しその御説明をいただけますか。

総務省政策統括官 それでは、参考1をご覧くださいと存じます。今、竹内委員長からございましたように、目的外使用について手続の迅速化を図るべきではないかという御意見をいただきまして、各府省の御協力をいただきながら、平成19年4月以降に実際にどのくらい時間がかかっているかということ調べたものがこの表でございます。

は目的外利用したいという人から調査実施部局に対しての申請書の提出があった日付でございます。が調査実施部局から総務省、私ども政策統括官室の方に下審査依頼があった日付ということで、からを引いた期間が実施部局で要した日数ということになります。

が私どもが承認をした日付でございます、からを引いたのが私どもの政策統括官がかかった日数ということになっております。最終的に官報告示になりますので、からを引いたものが申請から告示までの全日数ということでございます。

ここに書いておりませんが、平均日数を計算しましたところ、からが26.5日、からというのが58.4日、からが89.7日ということになっております。個々の申請ごとにかかる日数がまちまちでございますけれども、総じて調査実施部局では1カ月ぐらいで私どものところでは2カ月ぐらいかかっているというのが実情でございます。

なお、この申請者から調査実施府省への申請ということで日付が書いてございますけれども、実は、この前に打診、相談というようなこともございますので、そこはこの表には書いていないということをお含みおきいただきたいと存じます。

それで、先般御指摘があった期間の短縮化、迅速化ということでございますけれども、これも各府省の御協力を得ながら現在検討中でございますが、時間がかかる一つの要因として、申請者におきまして、どういう手続で申請したらいいのか、どのような書類が必要なのかということについて、必ずしもつまびらかではないという要素もあると考えておりまして、まずは申請の手引書といったものをつくる必要があるのではないかと考えております。

それから、実施部局と私ども審査官部局とで手続がある意味で二重になっているという点もございまして、その点についても迅速化が図れないのかということを検討しております。

できるだけ年内には、今申し上げましたような手引書の作成あるいは審査の役割分担の明確化といったことを図ることによって、手続の迅速化を図りたいと考えております。

竹内委員長 そういことですが、何か御質問ございませんか。吉川さん何かありませんか。

吉川委員長代理 いや、特にありません。是非とも迅速化、よろしく願います。

竹内委員長 そういことなので、迅速化はこれからよろしく願いたいと思うし、日付がかなりばらついていますからそれぞれ個別事情があると思いますけれども、それなりに改善の余地もまだあるのではないかと私も感じております。

それでは、本日も少し時間が過ぎましたので、特に何か御発言がなければ終わりにさせていただきたいと思ひます。本日いただいた意見をもとにして、いろいろと資料も修正して、この次の基本計画部会でまた御議論させていただきたいと思ひます。

では、この次の日程について願います。

内閣府統計委員会担当室長 次回基本計画部会は、11月26日月曜日の15時から17時に中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室で開催いたします。

また、次回の委員会につきましては、基本計画部会との合同開催といたしまして、12月10日月曜日の午後に開催いたします。会議室の場所など詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしく願います。

竹内委員長 そういことでございます。

では、本日はこれで終わりにさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。